

当社はすべてのお客様に引越し約款同意書にご署名のお願いをしております。

後の引越しトラブルを未然に防ぐためにもお客様のご理解、ご協力をお願い致します。

引越し約款同意書

第1 お客様の荷物の申告と引き受けのお断り

荷物の中に、以下の各号に掲げるものがある場合には当社にご申告くださいますようお願い致します。

なお、これらの荷物については、お引受けをお断りすることがあります。

- ① 現金、有価証券、宝石貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑等お客様において携帯することができる貴重品
- ② 火薬類その他の危険品、不潔な物品等、他の荷物に損害を及ぼす恐れのあるもの
- ③ 動植物、ピアノ、美術品、骨董品等、運送に当たって特殊な管理を要するため、他の荷物と同時に運送することに適さないもの
- ④ 上記①・③を除く貴重品、壊れやすいもの（パソコン等の電子機器を含む）、変質若しくは腐敗しやすいもの等、運送上特段の注意を要するもの

第2 責任及び免責

1 当社は、自己又は使用人その他運送のために使用した者の故意過失により、荷物を滅失・毀損したときは、賠償します。ただし、以下の各号に掲げる事由による毀損については責任を負いません。

ア) 荷物の欠陥、自然消耗 イ) 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さび、その他これに類似する事由 ウ) ストライキ若しくはサボタージュ、社会的騒擾その他の事変または強盗 エ) 不可抗力による火災 オ) 予見出来ない異常な交通障害 カ) 地震、津波、洪水、暴風雨、地すべり、崖崩れ、その他の天災 キ) 法令または公権力の発動による運送の差し止め、開封、没収、差押えまたは第三者への引き渡し ク) お客様またはお客様の関係者の故意または過失

2 第1の①・②・③・④の各号に掲げる荷物については、当社がその旨を知って引き受けた場合に限り、当該荷物の滅失、毀損については損害賠償の責任を負います。

3 お客様が梱包したダンボール内の荷物については、当社が当該ダンボールを落としたり、ぶついたりしたことによることが明らかであるものに限り、その滅失・毀損について、損害賠償の責任を負います。

4 電気製品等については、当社が搬出作業までに動作確認できたものに限りその滅失・毀損について、損害賠償の責任を負います。

5 荷物の減失・毀損についての当社の責任は、お客様が荷物を受け取った日から 14 日以内に通知しない限り、消滅するものとします。

第3 搬入前・搬出後の確認

当社とお客様の立ち合いの下で、搬出前・搬入後の荷物の在否、減失、毀損の有無の確認を行います。上記確認の際に指摘されなかった荷物の紛失、減失、毀損の苦情については、原則としてお受け出来ません。

上記の引越し約款同意書に同意し、
見積もり時の申告内容に相違ありません。

作業日 月 日

署名

車内、荷台に荷物の残留がない事を確認しました。

署名
